

青森市臨時飲食店営業等の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第54条に規定する営業のうち、行事等に付随して臨時的に簡易な施設を設けて不特定多数の者を対象に食品を提供する営業（以下「臨時営業」という。）について、公衆衛生の確保の観点から必要な事項を定めることにより、当該行為における食品衛生を確保することを目的とする。

(行事等)

第2条 この要領の規定に係る行事等とは、一時的に催され、不特定多数の者を対象とする次のようなものとする。ただし、年間を通して同一場所で反復継続して行われるものを除く。

- (1) 臨時的に開催されるもので、開催期間が長期にわたっても概ね1ヶ月程度の別表1に例示するものその他これに類するものとして保健所長が認めるもの
- (2) 季節的に開催されるもので、開催期間が長期にわたっても概ね3ヶ月程度の別表1に例示するものその他これに類するものとして保健所長が認めるもの
- (3) その他公共性等を考慮して保健所長が認めたもの

(営業の種類)

第3条 臨時営業の対象となる営業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 飲食店営業
- (2) 魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売を除く。）

(取扱食品及び条件)

第4条 臨時営業における施設の構造設備は固定店舗より簡易であることから、飲食店営業及び魚介類販売業における取扱食品及び条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 飲食店営業

ア その場での製造、加工及び調理の工程が簡易なもので、提供直前に加熱処理が行えるものに限ること。ただし、ところてん、かき氷、清涼飲料水等及び酒類を除く。

具体的には、別表2に例示する食品その他これに類するものとして保健所長が認めるものであること。

イ 生もの（さしみ、すし等）等を取り扱わないこと。

ウ その場での製造、加工又は調理に多量の水を必要とする食品は取り扱わないこと。

エ 弁当類、米飯類、サラダ類等の製造、加工及び調理は行わないこと。ただ

し、米飯類については衛生上支障がないと保健所長が認める場合に限り取り扱うことができるものとする。

オ 調理直前の仕込みが必要な場合を除き、原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないこと。

原材料は、衛生的な施設で仕込みを行い、必要に応じて使用（調理）直前まで十分に冷蔵又は冷凍保管すること。

カ かき氷には水道水等で製造された氷を使用し、また、使用する機器は手指やほこり等で氷が汚染されない構造であること。

キ 食器は、一回限りの使用とすること。ただし、十分な食器洗浄設備の備え付けがある場合を除く。

(2) 魚介類販売業

その場で加工行為は行わず、切り身又はむき身にあつては未包装のものは取り扱わないこと。

(管理運営基準)

第5条 公衆衛生上必要な措置の基準は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第66条の2（別表第17及び第18）の規定による。

(営業施設の基準)

第6条 営業施設の基準は、次のとおりとする。

(1) 施設は、プレハブ又は防水性のテント等を使用し、昆虫、ほこり等を防ぐことができる構造であること。

(2) 食品又は器具を清潔に洗うことができるよう便利で適当な洗浄設備があること。ただし、食器を1回限りの使用とする場合、あらかじめ包装された食品のみを取り扱う場合等洗浄を行う必要がない場合にあつては、この限りでない。

(3) 食品、器具及び容器包装等を衛生的に保管することができる設備があること。

(4) 食品の種類及び取扱量に応じ、十分な容量及び性能を有する冷蔵又は冷凍設備があること。ただし、飲食店営業であつて冷蔵若しくは冷凍を要する食品を取り扱わないものを取り扱うものにあつては、この限りでない。

(5) 水道水等を供給できる設備及び排水を衛生的に排出する設備があること。

(6) 十分な容量があり、水漏れがなく、適正に蓋のできる不浸透性の廃棄物容器があること。

(7) 客席を有する場合は、使用に便利な場所に便所があること。

(営業許可手続)

第7条 営業許可申請については、次のとおりとする。

(1) 営業許可申請は、保健所長に対して行わなければならない。

(2) 営業許可申請手数料は、青森市手数料条例（平成17年青森市条例第82号）第2条別表に掲げる臨時の施設に係るものの手数料額とする。

(3) 青森市食品衛生法施行細則（平成18年青森市規則第110号）第5条に基づき保健所長が定める営業許可申請書・届出書（新規・継続）、地位承継届、営業許可申請書・営業届（変更）、営業許可申請書・営業届（廃業）、及び営業休止（再開）報告書の「営業所所在地」欄には、主たる営業地又は住所地を記載させること。

また、申請者は、営業許可申請書・届出書（新規・継続）に、次の事項を記載しなければならない。

ア 施設の保管場所

イ 取扱食品の仕込み場所

ウ 5年未満の期間で申請しようとする場合は、その営業期間

エ 営業期間内における営業を行う主な地域及び行事名等

2 営業許可等

(1) 営業許可は、法第55条第3項の規定に基づき、5年の有効期間と「臨時飲食店営業等の取扱要領で定めた行事及び食品に限る。」の条件を付すこと。

ただし、5年未満の期間の申請にあっては、申請の期間を営業許可の有効期間とすること。

(2) 許可証の業種の欄は、該当業種を記載し、その後に「（臨時）」と朱書すること。

(3) 営業許可の有効範囲は青森市全域とし、許可証の営業場所の欄に「青森市全域」と記載すること。

(4) 営業許可を受けた者（以下「営業者」という。）は、営業中常に営業許可証を施設内の見易い場所に掲示しておくようにしなければならない。

（許可の不要な臨時飲食店の取扱い）

第8条 次に掲げる全ての要件を満たす臨時飲食店については許可を要しないこと。

(1) 学校、社会福祉施設、住民の自治組織、自治体が主催する行事等に主催者自らが出店する場合又は主催者から承認を受け出店する場合

(2) 出店期間が年に1回で、かつ、その出店日数が連続しても3日以下である場合

(3) 営利を目的としない場合

2 出店者は、保健所長に対して臨時飲食店出店届出書（様式）を提出すること。

3 臨時飲食店出店者が取り扱うことのできる食品は、原則として第4条（1）に掲げる食品に準ずること。

4 食品の取扱いは、第5条の規定に準ずること。

5 施設は、第6条の規定に準じたものであること。

（監視指導）

第9条 保健所長は、食中毒等の事故を未然に防止するため、必要に応じて、食品衛生監視員に営業施設等に対する監視指導及び収去検査を行わせるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から適用する。
- 2 この要領に規定する事項以外は、食品衛生法関係法令の規定による。

附 則（第一次改正）

- 1 この要領は、平成24年6月25日から適用する。
- 2 この要領の実施の日の前日までに、この要領による改正前の青森市臨時飲食店営業等の取扱要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領による改正後の青森市臨時飲食店営業等の取扱要領の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要領の実施の際現に存する改正前の要領に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（第二次改正）

- 1 この要領は、令和3年6月1日から適用する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）に基づき、この要領の施行期日以前に営業許可を受けた者にあつては、その営業許可の有効期間満了の日までは、なお従前の例により当該営業を行うことができる。